

令和元年度 第12回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和2年（2020年）3月12日

日野市教育委員会

令和元年度第12回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和2年(2020年)3月12日(木)
14時00分~17時14分

開催場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 米田 裕治 委 員 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 真野 広
委 員 東 桜子

欠席委員 なし

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教 育 部 長 山下 義之 教 育 部 参 事 金子 龍一
教 育 部 参 事 谷川 拓也 教 育 部 参 事 志村 理恵
(兼 議 事 録 記 録 係)

庶 務 課 長 村田 幹生 学 校 課 長 加藤 真人
教 育 支 援 課 長 高原 洋平 教 育 セ ン タ ー 事 務 長 菅野 雅巳
生 涯 学 習 課 長 関 健史 中 央 公 民 館 長 佐藤 早苗
図 書 館 長 飯倉 直子 統 括 指 導 主 事 田村 孝夫

傍聴者 6人

書記 庶務課課長補佐 中村 守助
庶務課主任 馬場 康二

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名
委 員

真野 広

議事録署名
教 育 長

米田 裕治

議事内容

議案

- 第39号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について
- 第40号 第5次日野市特別支援教育推進計画の策定について
- 第41号 第4次日野市子ども読書活動推進計画の策定について
- 第42号 第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定について
- 第43号 令和2年度（2020年度）の主要な取り組みの策定について
- 第44号 日野市学校事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 第45号 日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第46号 日野市立図書館処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第47号 日野市立中学校部活動指導員設置要綱等を廃止する要綱の制定について
- 第48号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第49号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第50号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第51号 日野市立学校学校医等の委嘱者の変更について
- 第52号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第53号 教育委員会職員の分限休職について
- 第54号 教職員の内申の専決処分について
- 第55号 新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業の専決処分について
- 第56号 新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業延長の専決処分について
- 第57号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第58号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 第59号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について
- 第60号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

協議事項

第3号 日野市発達・教育支援センター（エール）の組織体制について

第4号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

協議事項

第1-13号 子どもたちのために開かれた教科書採択を求める請願

(議事の要旨)

開始 14時00分

[米田教育長]

ただいまから、令和元年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

(傍聴人入室)

[米田教育長]

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加議案も含めまして議案18件、協議事項2件、請願審査1件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を行い、次に議案第55号、議案第56号の審議を行い、次に議案第39号から順次審議を進めていきたいと思っております。また、議案第44号、議案第45号、議案第46号は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。なお、議案第53号および議案第54号は、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、次に議案第55号、議案第56号の審議を行い、次に議案第39号から順次審議を進めていきたいと思っております。議案第44号、議案第45号、議案第46号は一括議題といたします。また、議案第53号および議案第54号は会議規則第10条の規定により公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時、入退室をいたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

では、そういたします。また併せて、新型コロナウイルス感染症対策として緊急に対応しなければいけない案件が発生したときは、一時休憩を取ってその対応をさせていただくことがあり得ると思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

[米田教育長]

では、今の手順で進めてまいります。

請願第1-13号・子どもたちのために開かれた教科書採択を求める請願、について事務局より説明をお願いいたします。

請願第1-13号 子どもたちのために開かれた教科書採択を求める請願

[村田庶務課長]

それでは議案書65ページをご覧ください。

請願第1-13号・子どもたちのために開かれた教科書採択を求める請願、の趣旨についてご説明申し上げます。

次ページをご覧ください。

日野市立学校教科用図書採択要綱の運用改善について、請願が提出されたものです。

1点目、公開の教育委員会で、教科用図書採択審議会の審議の報告及び教科委員会の調査研究の報告を求め、教育委員による質疑、協議をおこなうことにより、教科書選定の実質的な審議を市民に公開し、市民の信頼を担保すること

また次ページ、2点目、学校と教師の調査研究の結果を教科書採択に生かすために、「専門的な調査研究」の結果が適切に記述でき、教育委員が採択にあたって具体的に役に立つ答申となるように、調査研究報告書の様式を改めるとともに、「どの教科書が適しているか」を記述できるように運用を改めること。

以上が今回の請願の趣旨でございます。

[米田教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

[米田教育長]

では、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

あまりこういうこと慣れていませんので、読むような形もありますけれど、よろしくお願ひします。

今回の請願は、お手元にあるように教科書採択時におけるよりよい公開のあり方と、研究報告や答申などの記載様式の問題についての請願ですので、よろしくお願ひいたします。

当然、市民の知る権利、情報の公開は今の社会では当たり前であり大事な柱です。最初に、そこに、公開の教育委員会で、教科用図書採択審議会の審議の報告及び教科委員会の調査研究の報告を求め、教育委員による質疑、協議をおこなうことにより、教科書選定の実質的な審議を市民に公開し、市民の信頼を担保することということで、採択時にどのような調査研究の報告があり審議がなされたのか、市民に公開されるのは市民への信頼を深めるものと考えています。

教育委員各自が教科書を検討し、意見を表明し、採択票を提示したことは議事録などを讀んだり採択時の傍聴からわかりますが、研究報告、審議会の答申をどのように受け止め採択したのか疑問でした。教科用図書採択要綱には、採択が適正、公正に行うため、教科委員会、審議会を置くとされています。教科委員会の報告や審議会の答申をどう受け止め採択の内容に生かされたのかを含め、実質的協議の公開こそ市民の信頼を高めるものと考えています。また、採択要綱では審議会委員、教科委員会委員の氏名は公表しないとありますが、採択の場で教科委員長や審議会会長の答申、意見が公開され質疑が公開されることを否定するものではないと考えます。

以前、子どもたちのために開かれた教科書採択を求める要望、質疑についての回答で、米田教育長の名で、教科書採択を行う教育委員会の場で教科委員長が調査内容を報告することは難しいと考えておりますと回答していましたが、八王子や他の幾つかの市では教科委員長が採択の場で報告し、教育委員との質疑が行われています。そういう意味で最初の請願をいたしたいと思っています。

二つ目ですけれども、請願の理由は一つ目と同じようにそこに書いてありますけれども、それに付け加えた形で説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

二つ目は、学校と教師の調査研究の結果を教科書採択に生かすために、専門的な調査研究の結果が適切に記述でき、教育委員が採択にあたって具体的に役立つ答申となるように調査研究報告書の様式を改めるとともに、どの教科書が適しているかを記述できるよう運用を改めることということです。請願の理由はそこに書いてありますのでよろしくお願いします。

私のほうで少し付け加えたいと思っておりますけれども、各校の調査報告書や教科委員会の報告書、審議会の答申の様式に関しては、2018年度の4月26日の都教委の指導部の教科用図書選定審議会において、各教科書の違いが明瞭にわかるよう調査研究することとされてきました。また文科省でも、評定を記し、それも参考に採択を行うことが不適切だというものではないと言っています。つまり、報告書や答申書において、どの教科書が適しているか評定を記載することを拒否はしていません。また、ILOやユネスコによる教員の地位向上に関する報告書でも、教職にあるものは教材の選択及び使用教科書の選択、教育方法の適用にあたって不可欠の役割を与えるものとしてとされています。

今回の小学校の教科書採択のための調査研究報告書や答申書を見ても、各教科書の特徴がそれなりに詳しく報告されていますが、違いが明瞭にわかる記載様式ではありません。ぜひ教科書の違いや選定が記載できる様式となり、教育委員による教科書採択がより重視されたものになるために二つ目の請願をいたします。よろしくお願いします。

[米田教育長]

ありがとうございます。この件につきまして、質問がございましたらお願いします。なければ、ご意見をお願いいたします。

[高木委員]

今、請願をいただいた方からも追加のものを含めて説明があったわけですが、私自身はまず請願の文章を中心にいろいろ自分の考え方を整理させてもらいましたので、その辺に基づき意見を述べさせていただきたいと思っております。

第一の請願事項として、公開の教育委員会ということで、教科書選定の実質的な審議を市民に公開し、市民の信頼を担保すること、ということが請願事項としてあるわけですが、これについては、基本的にこの教科書選定に係る教育委員が関わった論議、検討の場を公開にすべきということでの請願だということで判断をいたしました。

昨年8月の教科書採択にあたりましては、8月の教育委員会定例会の場で審議をしたわけですが、実際、教育委員としては、事前に配られた大量の教科書について自らが各教科書を見ることから始まりまして、当日に経過の説明もありましたけれども、委員として7月17日から8月1日まで、複数回にわたりまして午前、午後含めて非常に長い時間の論

議を重ねてきました。そして請願者が、どこまでこの論議、検討の場を公開にすればということですが、単日で実際、論議ができるかということ、それはなかなか不可能ですし、実際我々としても複数日、かなりの、40時間以上にわたるいろいろの論議、検討を重ねてきたわけなので、このような場を公開しなさいと理解しますと、請願者が求める開かれた教科書採択になるかといいますと、私自身は必ずしも真に開かれた教科書採択とはならず、長い日数をかけているが故に、公開したが故に、問題、課題の発生もあり得ると考えています。

したがって、請願者が求めます市民の信頼を担保する手段としての公開、非公開のあり方については、現状の、今実際どういうふうに教科書採択がされているかということでの課題や問題点についての認識を十分に共有したうえで、論議、検証して進めるべきだと考えております。

それから二点目の学校と教師の調査研究の結果を教科書採択に生かすために、この請願が求めているのは、調査研究報告書の様式を改めるとともに、「どの教科書が適しているか」を記述できるよう運用を改めること、について求めているわけですが、私はこの「どの教科書が適しているか」を記述できるように運用を改めることについて、今の説明ですと、東京都あるいは文科省についてもそのことを認めているんだということの説明もありましたけれども、このことについては問題があると考えております。

請願者が本文の中でも触れていますように、教科用図書の採択の進め方は各学校、教科委員会、審議会、それから教育委員会と段階を踏んでいく仕組みになっているわけですが、学校の段階から「どの教科書が適しているか」を記述することで、教科委員会ですとかあるいは審議会等々、その後の段階の調査研究への拘束力といいますか影響、場合によっては、人によっては圧力的なものが発生する可能性があり、最終的に我々自身の教育委員会での教科用図書の採択をも適切かつ公正に行うことですか、市民に開かれた教科書採択ということでは、阻害要因になる可能性もあるというふうに考えております。

子どもたちや先生方によりよい教科書を手渡したいという認識は私も請願者と同様ですので、「どの教科書が適しているか」を記述できるよう運用を改めることへの運用の変更にあたっては、多角的な視点で影響等十分に考慮して論議、検討をするべきだと考えております。したがって、以上それぞれ二つの請願事項があるわけですが、以上のような理由において、私自身は本請願は不採択と考えています。

[真野委員]

私も請願をいただきまして、この内容もいろいろ読ませていただきました。ここに特に書いてくださっていますが、子どもたちによりよい教科書を手渡したいという願いから、とありまして、やはり目的というか願いは共有させていただいたところであります。説明的にも重なるところがあるかもしれませんが、昨年、小学校の教科書の選定をさせていただきました。その振り返りを少しさせていただきたいと思っております。

教科書、全部で13科目、科目ごとに発行者数もいろいろ変わっているんですけども、延べでいいますと教科書の種別が58に及んでいます。さらに、小学校ですから学年ごとに教科書が当然ある。そんな状況の中で、それを事前に読み込み、また東京都の教育委員会が出しております調査研究書というのがあります。それから教科委員会の調査研究報告

書、審議会の答申書とありますが、いずれも読み込みをさせていただいて、その特徴や内容を自分としてもいろいろ考察をさせていただきました。

その上で、教育委員が集まって行った勉強会は延べ約43時間以上に及んでいたかなと思います。そんな中で日野市の子どもたちの実情、日野のいろんな特徴を踏まえて、また第3次日野市学校教育基本構想、そういったものにも沿いながら、現在使用している教科書が使いやすいんだろうかとか、また、教科書を変えることに対するいろんな負担感、そんなことにも配慮しつつ検討を重ねました。もちろん市民の皆さんからも寄せられたご意見がありました。真摯に耳を傾けるため全ての投書内容にも目を通させていただいております。このようなステップを踏んで教科書採択の教育委員会の場に臨んでおります。

その上で一点目の請願についてですけれども、請願に書かれております、繰り返しになりますが、公開の教育委員会で、教科用図書採択審議会の審議の報告及び教科委員会の調査研究の報告を求め、教育委員による質疑、協議をおこなうことにより、教科書選定の実質的な審議を市民に公開し、市民の信頼を担保すること、このようにあります。先ほど申し上げたように、昨年の小学校の教科書選定にあたっては、教科書採択の教育委員会までに43時間以上に及ぶ勉強会を重ねて、その中で教科委員会また審議会の答申書、それから市民の皆さんから寄せられたご意見をもとに検討したうえで、先ほど申し上げたように教育委員会の場に臨んでおります。

市民に公開されている教育委員会の場で教科委員会また審議会からの報告を求め、その場で質疑を行うことは実質的にも時間的にも困難であります。また、現状の先ほど説明しましたような丁寧な、また、審議できるステップを踏んでいる良さも考慮し、今回の請願につきましては私は不採択と判断をさせていただきました。

さらにちょっと説明を加えさせていただくと、教育委員会の場では、これまでの検討内容や関係者の意見を踏まえ、選定に至った経緯あるいは理由をまとめる形で述べさせていただいております。2票制を採っているということも言及されておりますが、どうしても1者の教科書に絞りきれない、そんな状況も実は検討段階でいろいろあります。そんなときにその意思表示手段として私は2票を使い分ける、そんな思いでさせていただいております。この2票制というのも有効に機能していると、そういうふうに認識をしております。請願者の方は2票制が形式的であるというようなことも言及されておりますが、この点についても賛同いたしかねます。以上、説明をさせていただきました。

それから二点目の請願についての意見についてですけれども、教科委員会の調査研究報告書は各委員の専門的な見地から調査研究した結果をまとめた、そういう資料になっております。私自身も昨今の教科書を見ますと発行者による差異と言いますか、が少なくなっている傾向にあるなというふうに私自身認識をしております。したがって、専門的な見地から教科書ごとの特徴をより鮮明に記述できるようにするための工夫はあってもいいのかなと感じております。しかしながら、専門的な見地で、どの教科書が適しているのかとの選定まで言及することには賛同いたしかねます。

教育委員には教育行政のプロでは持ちにくいそれぞれの視点から地域が抱える課題を捉えたり、より一層民意を反映した教育行政を実現していくことが求められているかと思えます。教科委員会が専門的な見地で、どの教科書が適しているとの見解を示せば、教育委

員もその意見を斟酌するなど、そういう状況が発生しかねない。逆に健全な議論ができなくなるのが懸念されると思います。以上の内容で、私自身二点目の請願につきましても不採択と判断をさせていただきました。

[西田委員]

今のお二人の教育委員の方と重なるところがあるかと思いますが、自分の考えを述べさせていただきます。請願文をしっかりと繰り返し読ませていただきました。請願文の前文に、子どもたちによりよい教科書を手渡したいとの願いから、と書かれています。この気持ちは教育委員も全く同じです。私たちは日野市の子どもたちのために、よりよい教科書を採択するのだという、いわば希望と強い意思とを持って時間をかけ丁寧に採択事務を行ってきました。その経過をご存知だと思いますけれども、ご理解をさらにいただきたいと思ひまして少し述べさせていただきます。

まずはじめに、教育委員が個々に全ての教科用図書、およそ250数冊を時間をかけて読み込みました。また新学習指導要領を熟読し、専門家の話を聴き、新学習指導要領の趣旨や内容の理解を深めるなど事前学習を十分に行いました。

令和元年8月8日の教育委員会において、谷川教育部参事が日野市立小学校教科用図書の選定について詳しく説明されておりますが、教育委員は7月17日から始まって8月1日までの7日間、集中的に教科用図書採択審議会の答申、東京都教育委員会が作成した小学校教科調査研究資料、さらには日野市の学校や子どもたちの状況を踏まえて、全ての教科用図書について調査研究を行いました。また、必要に応じて審議会の答申書に添えられた教科委員会からの調査研究報告書、また、学校からの調査研究報告書を読みました。

当然、熱心に委員同士の意見交換もいたしました。この間、専門的また実践的な立場から関係者の考えも聴くこともできました。また、市民の方々が寄せてくださいました教科用図書についてのご意見やご感想を丁寧に読ませていただきました。さらに日野市教育目標と新たに作成しました第3次日野市学校教育基本構想を踏まえて、学習する子どもたちの姿を頭に描きながら熟慮を重ね、総合的に判断して採択候補を選定し協議に臨みました。

次に、請願1についてです。請願文及びその請願の理由を読みますと、教科用図書を採択する教育委員会の場に、教科用図書採択審議会の会長と教科委員会の委員長を招致してそれぞれの報告を求め、教育委員による質疑、協議を行うことを求めています。それが市民の信頼を得る実質的な審議であるとお考えであると受け止めました。

既にご承知のことと思いますが、日野市では日野市立学校教科用図書採択要綱を制定して適切で公正な教科書採択を行っています。要綱には教科用図書の採択に至る流れが示されています。各学校で教科用図書の調査研究を行い、その調査研究結果を調査研究報告書にまとめて教科委員会に提出し、教科委員会は各校から提出された調査研究報告書をもとに各委員の専門的見地から調査研究を行います。教科委員会は調査研究の内容をまとめて学校からの調査研究報告書を添えて審議会に報告します。教科委員会の委員長または副委員長は報告にあたって、審議会に出席して調査研究の経過や内容を報告しています。

審議会は、教育委員会の諮問を受けて教科用図書について教科委員会からの調査研究報告書をもとに総合的に検討、審議し、教科委員会からの調査研究報告書及び学校からの調査研究報告書を教育委員会に答申し、その答申を受けて、教育委員会は自らの責任と権限

において教科用図書採択を適切かつ公正に行っています。

このように学校から教科委員会に、教科委員会から審議会へ、審議会から教育委員会へと教科用図書採択の考え方が伝えられ、さらに深まり、教育委員会はそれらの考えを踏まえて協議をし、採択を行っています。適正なプロセスを通して、それぞれが重要な任務を果たしていると考えています。また、教科用図書を選定する職責を果たすまでには非常に多くの時間と資料を必要とする調査研究が求められます。

これらを考えますと、採択の場で審議会会長と教科委員会委員長に報告を求め、質疑を行っても十分に内容が深まるとは考えられません。形式的になる恐れもあり、教科用図書を採択する重要な責務が果たせるか不安を覚えます。また、適切かつ公正な教科書採択を行うために教科用図書採択審議会の委員及び教科委員会の委員の使命は、任期中は公表しないことになっています。したがって、それぞれの委員が教科書採択を行う教育委員会の場で報告をしたり質疑に答えたりすることは難しいことだと考えます。

次に、請願2についてです。専門的な調査研究の結果が現行の調査研究報告書や答申書にしっかり記されていると解釈します。教育委員が調査研究の段階で必要に応じて関係者から専門的な意見を聴くことは望ましいと思いますが、調査研究報告書にどのような教科書が適していると教科書を限定して記述することは、請願文にあるような教育委員が採択にあたって具体的に役立つとは必ずしも思えません。むしろ適切かつ公正な採択を困難にするものではないかと心配も生じています。

以上の考えから、請願は不採択といたしますが、日野市の子どもたちによりよい教科書を選択するために、今まで以上に学校の教育活動に直にふれ、先生方の話を聴き、保護者や地域の方々と対話を重ね、職責を果たしていこうと考えています。

[東委員]

私は昨年10月に委員に就任をしました。ですので、まだ教科用図書の採択を経験したことはありません。大変申し訳ありませんが細かいところはわかりかねますが、自分の中で一般論として判断できることを述べさせていただきたいと思います。

お話を聞いていますと、きちんと順序や工程を踏まえてかなりの時間をかけているとお伺いしております。そしてその嘘偽りない結果を教育委員会の定例会で報告していることは、要綱に反することでもなく求められている適正かつ公正に行われていると判断できます。限られた教育委員会の定例会の中で審議を公開することが市民の信頼を担保することなのでしょうか。そちらのほうが形式的になりはしないかと私は思っております。

求められるべきことは、適正かつ公正に順序、工程を踏まえてきっちり審議、協議することであり、公開することが必須とは思えません。要綱にも、東京都に教科用図書の採択の結果を報告するまでは採択に係わった関係者、氏名の公開はできないとのことなので、時期的にも教育委員会の定例会の中では難しいと考えます。よって、私はこの請願に対しては、自分の未熟な中ではありますが不採択と考えました。

ただ、今こちらに来ていただいております。一生懸命してくださり、直接思いを聴くことができました。ほかの委員さんたちも仰っているとおり、子どもたちによりよい教科書を手渡したいという願いは本当にみんな同じです。そこに関しては同じ思いを持っているということで、どうかご理解くださいますようお願いいたします。

[米田教育長]

私も意見を述べたいと思います。各委員が丁寧にいろいろなプロセスを話していただきましたので、そこについてはダブりますので私の意見の中では割愛をさせていただきたいと思います。まず、請願者の方、ありがとうございます。丁寧なお話をいただきました。

各委員がお話をされたように、日野市のやり方は、今年の7月、8月は7日間にわたって調査研究を長い時間をかけていろんな角度からやってまいりました。勉強してきたということです。その中でいろんな自分の物の見方であるとか、各委員さんの物の見方、それから調査研究を深めるごとに一回一回教科書の見方が深まっていったということは事実です。そういうかなり丁寧なプロセスと言いますか、行ったり来たりもありましたし、その中で最後、定例会でそれぞれの委員がご自身の中の観点、その中で教科書について述べられて、そして採択に至ったということでございます。

この請願の中で書かれている、公開の教育委員会で、審議の報告であるとか教科委員会の調査報告を求めて、そこで質疑、協議を行うという、こういうことでは、私たちが今までやってきたプロセスは実現できないと私も考えます。そこがまず一つでございます。

二点目でございます。それぞれの教科書が多角的に調査研究されるためには、その特徴がより鮮明にわかることが必要かなと思います。それから、日野市が目指している教育の営みに対してそこがきちんとわかるような、そういうものであってほしいと思います。ただ、どの教科書が適しているかということは、いろんな多角的な議論の中で進めていくことでございますので、それは調査研究の中で一つずつそれぞれの委員が考えを深めていくことだと思います。ですからまずは多角的にいろんな特徴がより鮮明に書かれていることが大事だと思いますので、この2番についても、私は今のように考えます。

私も今述べたことから、この請願は不採択と考えます。ただ、いい教科書はこの時代の中でどんなことが必要なのか、現場のなかときちんと状況を考えながら丁寧に採択されることが大事だと思いますので、そういう意味では一層努力をしていきたいと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。

[米田教育長]

なければご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございましたので子どもたちのために開かれた教科書採択を求める請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

それでは、請願第1－13号については、不採択ということに決しました。

[米田教育長]

ここで議事の都合上、休憩をとります。14時45分から再開します。

休憩 14時42分

開始 14時45分

[米田教育長]

再開します。

議案第55号・新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第55号 新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業の専決処分について

[村田庶務課長]

追加議案書の1ページをご覧ください。

議案第55号・新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業の専決処分について、ご説明いたします。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により、臨時休業を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次ページをご覧ください。

令和2年2月27日に開催された政府第15回新型コロナウイルス感染症対策本部の要請、また、2月28日付の文部科学省からの新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に関する通知を踏まえて、教育委員、学校長との情報共有、協議を図りながら感染症の拡大防止の観点から、議案に記載の臨時休業について2月28日に決定したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

状況を少し説明したいと思います。文部科学省からの通知が2月28日金曜日でした。2月28日のこの通知には、本年3月2日月曜日から春休み休業の開始日までの間、臨時休業を行うようにお願いしますという通知でございました。28日は金曜日で、そして明けた3月2日月曜日からの臨時休業を行うようお願いするという内容でした。

皆さん教育委員とともに情報を共有し、学校長とも情報を共有し、この間、国の中では感染拡大の防止がとても大事なことである。ただし、突然このタイミングでもう来週の月曜日から臨時休業に入るということでは家庭も子どもたちもまず準備が整わないし、学校も準備が整わないということで、3月2日の月曜日の午前中は通常どおり授業をしよう。その間それぞれ整えて、そしてしっかりとした体制をもって臨時休業に入っていこうという、そういうようなことでこのことをお受けしたわけでございます。

併せて、当時の厚労省の専門家会議は瀬戸際がここ1、2週間だということでした。文

科省は3月2日から春季休業の開始日までの間ということでございましたけれども、まずは2週間ということでこの議案のとおり、2週間という臨時休業期間を定め、ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によりこの休業期間が延びる場合があるという、そういうことをさせていただいたということでございます。

まずはその間、本当にいろいろなことで教育委員の皆さんと協議をさせていただきましてありがとうございました。ただ、その間、会議としての教育委員会を開いたということではございませんので、本日、法令に則ってきちんとここでこの議案を提出し、そして事務局より説明をさせていただいたということでございます。

[米田教育長]

ほかになければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第55号は原案のとおり承認されました。

議案第56号・新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業期間の延長の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第56号 新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業期間の延長の専決処分について

[村田庶務課長]

議案書の3ページをご覧ください。

議案第56号・新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業期間の延長の専決処分について、ご説明いたします。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業期間の延長について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により、臨時休業期間の延長を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次ページをご覧ください。

令和2年3月9日に国の新型コロナウイルス感染症対策専門会議で、現時点において感染者の数は増加傾向にあるという見解が示されました。これらを踏まえまして、3月16日からの学校再開は困難であると判断し、3月25日までの休業期間の延長について、教育委員、学校長と情報共有、協議を図りながら教育委員会として決定をし、3月11日に市の危機管理対策本部においても了承を得たものでございます。

臨時休業延長期間、臨時休業の対象は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。新型コロナウイルス感染症に伴う市立小学校、市立中学校、市立幼稚園の臨時休業期間の延長の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第56号は原案のとおり承認されました。

議案第39号・日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第39号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

[加藤学校課長]

1ページをお開きください。

議案第39号・日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、ご説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございます。令和2年度日野市立学校教科用図書の採択にあたって要綱を制定するものでございます。

2ページをご覧ください。

日野市立学校教科用図書採択要綱でございます。こちらの要綱は今回の採択にあたり新たに制定をさせていただくものでございます。

それでは、要綱の条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第1条でございます。こちらは本要綱の目的を定めたものでございます。

第2条でございます。採択を行う教科用図書についてでございます。採択を行う教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から採択するものでございます。

5ページをご覧ください。

5ページ上段、別表第1でございます。令和2年度採択を行う教科用図書は、こちらに記載されておりますとおりでございます。中学校の16種目となります。

2ページにお戻りください。

第3条は、採択の時期についてでございます。教科用図書の採択は年度の8月31日までとする規定でございます。教科用図書の採択につきましては、8月の教育委員会で採択をしていただくよう事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

続きまして第4条、第5条、第6条について、まとめてご説明させていただきます。採択に関する組織として、審議会、教科委員会を設けること。また、組織の委員構成などについて定めたものでございます。

大変恐縮ですがまた5ページをご覧ください。

上から二段目、別表第2でございます。設置される教科委員会でございます。採択を行う中学校16種目に対し、国語と書写、地理と地図、音楽一般と音楽器楽が一つの教科委

員会としておりますので13の教科委員会を設置させていただきたいと考えております。

併せてその下、別表第3、審議会の委員構成でございます。審議会の委員につきましては委員10名の構成となっております。校長、副校長につきましては、それぞれ小学校から1名、中学校から1名の2名ずつ計4名の構成といたしております。また、保護者の選任にあたりましては、より広い視野を持ったPTAの代表から選任をしたいと考えており、小学校の保護者2名、中学校の保護者4名に入ってください検討、審議を行ってまいりたいと考えております。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。

第7条でございます。審議会の任務といたしまして、教育委員会に答申をするまでの審議会、教科委員会、学校における任務について規定をしたものでございます。

4ページでございます。

第8条、委員の資格についてでございます。こちらに記載されている各号のいずれかに該当する者は委員に就任することができないという規定でございます。

第9条には、採択結果等の公表、公開について記載しております。

第10条につきましては、守秘義務について規定されているところでございます。

第11条でございます。こちらは適切かつ公正な教科書採択を行うにあたり、教育委員会は必要に応じて、関係者から意見を聴くことができる旨規定するものでございます。こちらにつきましては、採択の際は今までも行ってきたものでございますが、これを明文化したものでございます。

最後に6ページから8ページでございます。

審議会等が、それぞれ答申または報告するための様式を定めたものでございます。

4ページにお戻りください。

ページの最下段、付則についてでございます。この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年8月31日限りでその効力を失うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[真野委員]

今説明がありましたが、6ページからつけられております様式のポイントを説明していただければと思います。

[谷川教育部参事]

それでは様式について、ポイントについて説明をさせていただきます。

まず第1の項目でございますが、学習指導要領との関連について3つ、育成を目指す資質・能力、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性といったところを観点として示させていただきました。

第2項目目でございますが、編集上の工夫とともに、日野市第3次学校教育基本構想、こちらで示されております多様な学び方と学び方への対応といった点を視点として示させていただいております。

第4の構成・単元の配列のところでございますが、こちらも第3次学校教育基本構想か

ら示されております疑問や驚きから生まれる問いを大切に、自分なりの方法で、自分たちなりの答えにたどりつく過程を大切にするといった問題解決の過程、課題の発見といった点を大切にしたいと考え視点の一つとして加えさせていただいております。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[西田委員]

今まで行ってきました教科用図書の採択のシステムやあり方について適切に反映されておりますし、また、新たな工夫も見られますので、よい要綱だと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号・第5次日野市特別支援教育推進計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第40号 第5次日野市特別支援教育推進計画の策定について

[高原教育支援課長]

恐れ入ります、9ページをお開き願います。

議案第40号・第5次日野市特別支援教育推進計画の策定について、第5次日野市特別支援教育推進計画を次のように策定するものでございます。

提案理由でございます。日野市の特別支援教育をさらに推進するため、令和2年度から令和4年度までを計画期間とする、第5次日野市特別支援教育推進計画を策定するものでございます。

この計画の策定にあたっては、第5次日野市特別支援教育推進計画策定委員会を設置して、学識経験者2名、市民2名、特別支援学校小・中学校の校長3名を含む14名の委員により、延べ4回の策定委員会とパブリックコメントのご意見などを踏まえて策定したものでございます。また、特別支援学級の固定学級、特別支援教室、通級指導学級に在籍する保護者の方を対象としたアンケート調査を行い、アンケート結果を踏まえて計画を策定しております。

それではお手元の計画書に沿ってご説明をさせていただきます。

計画書一枚めくっていただいて、目次をご覧くださいと思います。

この計画は第1章から第5章までの構成になっております。第1章で計画の概要、第2章で推進計画の基本理念と推進目標、第3章で日野市における特別支援教育の現状と課題、第4章として、この計画の主要部分となる日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策、第5章として、計画の進行管理となっております。

2 ページ、第 1 章、計画の概要をご覧ください。

計画策定にあたっての趣旨でございます。今後もさらに特別支援教育を推進する必要があることから、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間を取り組む施策等について今回第 5 次日野市特別支援教育推進計画としてまとめてございます。

5 ページをお開き願います。

第 2 章、推進計画の基本理念と推進目標です。基本理念につきましては第 4 次日野市特別支援教育推進計画と同様の趣旨となっております。推進目標としては 4 つの項目を掲げております。この項目に関わる具体的な施策については、後ほど第 4 章のところでご説明をさせていただきたいと思っております。

6 ページをご覧ください。

第 3 章、日野市における特別支援教育の現状と課題でございます。こちらは先に策定した第 4 次までの推進計画により進めてまいりました各種事業の取り組み状況を 16 ページまで、特別支援学級の現状と推移を 17 ページから 22 ページまで、保護者アンケート結果を 23 ページから 28 ページまで、特別支援教育の課題を 29 ページから 31 ページまで記載してございます。

32 ページをお開き願います。

32 ページから 38 ページまでは第 4 章、日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策でございます。重点施策としては 4 つの施策を掲げてございます。

まず 32 ページ、＜推進目標＞ 1 幼児期から学校卒業後まで、かしのきシートを活用した切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築するため、3 つの施策を記載しております。ここでは次ページ、(3)「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実、を重点施策としております。

33 ページ、＜推進目標＞ 2 全ての学校、教室において、子どもの特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行うため、4 つの施策を掲げております。ここでは(1) 教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進、(2) ひのスタンプの実践及び改善、を重点施策としてございます。

35 ページ、＜推進目標＞ 3 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、新たな特別支援教育推進体制を構築するため、3 つの施策を掲げてございます。特に(1) 小学校における特別支援教室（ステップ教室）等における特別支援教育推進体制の充実、を重点施策としております。

36 ページ、＜推進目標＞ 4 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指すため、3 つの施策を記載しております。ここでは幅広い範囲を対象にさまざまな手法で共生社会の理解・啓発を推進することにより、共生社会の実現を目指すこととしております。

39 ページをお開き願います。

最後に第 5 章として、計画の進行管理（推進体制）でございます。計画の進行管理については、令和 2 年度以降に特別支援教育推進委員会を設置して、計画、各施策の進捗状況の把握とともに、今後の日野市の特別支援教育についても検討してまいります。

また、本計画は第 3 次日野市学校教育基本構想・基本計画（未来に向けた学びと育ちの基本構想）を基に、令和 2 年 4 月 1 日に施行する日野市障害者差別解消推進条例との整合

を図るものいたします。以上、日野市の特別支援教育をさらに推進するため、第5次日野市特別支援教育推進計画を策定するものでございます。

簡単ではございますが説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[高木委員]

日野市としてこの特別支援教育については、これまで地道に、なおかつどちらかというところと先進的にされてきたと私自身も強く感じています。今回、この第4次の3年間の成果、課題を踏まえて向こう3年間の第5次を策定されて、今、重点施策についても言及されていたわけですが、この第5次の推進計画の中で重点施策について、重点施策も幾つかありますけれども、ポイントを絞ってもう少し具体的な内容について説明いただけるとありがたいと思います。また課題を踏まえた中で今回重点ということがあれば、その辺について説明いただければと思います。

[高原教育支援課長]

まず、先ほど少しご説明させていただきましたけれども、保護者に対するアンケートですとか、パブリックコメントを踏まえて策定をさせていただいています。その上で、第4次の計画と第5次を比較して、新たに追記と言いますか取り組んでいかなければいけない重点的なものという部分でご説明させていただければと思います。

第5次の学校教育基本構想・基本計画を基に障害者差別解消推進条例との整合を図るという部分は4次にはなかったものなので、そこを追記しているというのが一つ。

もう一点といたしましては、小学校の自閉症・情緒障害の固定学級を設置するという計画になっています。今現在、市内には小学校の自閉症・情緒障害の固定学級はございません。中学に2校あるだけですけれども、そこも以前から保護者の皆様から困っているというお声を頂戴いたしまして、そこを捉えている部分がございます。

あと、重点施策として、ひのスタンダードの実践及び改善という項目を掲げてございませぬけれども、こちらについても、ひのスタンダードも10年前につくったものということで、この3年間ですぐに取りかかれるかわかりませんが、時代に合った形の見直しが必要ではないかというような推進委員会での議論があって、加えています。

あとは地域という視点から、放課後等デイサービスとの連携ですとか、保護者同士の情報共有の場を設定するとか、そういう地域の視点からも入ってございます。

最後に、パブリックコメントからお寄せいただいたご意見の中で、わかば教室のことをいろいろ課題が多いというご意見を頂戴しておりますので、その支援体制について計画で位置付けをさせていただいています。

[米田教育長]

ほかに質問、よろしいでしょうか。

[東委員]

様々に今ご説明いただきありがとうございます。幅広く日野市の特別支援教育に関して方向性が示されたわけですが、私のほうからは、新たな項目として保護者同士の情報共有

というのを入れてくださったということで、今まで特別支援のお子さんをお抱えのご家庭は相談する場所が少なく、連携する場もなく、非常に困っている状況を聞いたことがあります。そういうところで保護者同士の情報共有ということをして行政としてサポートすることは、すごく大きなことだなと思います。ぜひ今後ともよろしくお願いします。

質問としては、特別支援のお子さんに関して、人数がどんどん増えているというようなことも聞きます。日野市の現状としては、今どのような感じとして捉えていますか。

[高原教育支援課長]

支援が必要な特性をもったお子様の実態というご質問だと思いますけれども、計画書の22ページのほうに日野市の現状ということで記載をさせていただいています。あくまでこれは数字上の部分で、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒ということで、発達障害の可能性があるとという部分で今現在リソースルームと特別支援教室、通級指導学級に通っているお子様の部分の全児童数に対する割合としては7.7%と捉えてございます。ただ、実際に通常の学級の中でも、この児童・生徒以外でもそういうお子様がいるというふうな認識は持っております。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[西田委員]

意見というより感想ですけれども、作成の段階で何度か目を通させていただき、意見も述べさせていただいてきました。完成した推進計画を見まして大変すばらしいのができたと思っています。今まで先進的に進めてきた特別支援教育を踏まえて、さらに具体的な施策が織り込まれて大いに期待できる推進計画だと思います。みんなで力を合わせて日野市特別支援教育を推進したいと思います。

[米田教育長]

ほかにいかがですか。

[真野委員]

私もこの計画を読ませていただいて、本当に今今の現状の分析からはじまって、現状抱えている課題、その課題をもとに今後どうしていくのかというところまで具体的な目標を定めて推進しているところに、非常に大切なところをしていただいているなと感じました。

[米田教育長]

私からも。着実に3年ごとに課題を捉えて、そしてそこに向かって丁寧にやっていくということで、委員の皆様が策定していただきましたこの計画に本当に感謝いたします。表紙に書いてあるように、「ひとりひとりに必要なアプローチをすべての子に」ということ、しっかりと頑張っていきたいと思います。

人は本当にひとりひとり多様なニーズをもっています。それに対して丁寧なアプローチをするには、教育的なアプローチと福祉的なアプローチが一体になって進めていくことがとても大事かと思います。そのことによって一人一人が自分に安心できる、自分を認めることができる、これが大事だと思います。この日野市未来に向けた学びと育ちの基本構想、その扉にこう書いてあります。私を私が安心して認めることができる。そして、それぞれの良さを最大限に発揮し合う、そういうようなひとりひとりの育ちをみんなであつて

いければと思います。ひとりひとり あなたのあなたらしさでいてほしいと。それが～唯一のわたし 唯一のあなたとともに～ということで記述されているんだと思います。この計画を基に一層頑張っていきたいと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第5次日野市特別支援教育推進計画の策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号・第4次日野市子ども読書活動推進計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第41号 第4次日野市子ども読書活動推進計画の策定について

[飯倉図書館長]

議案書の11ページをお開きください。

第4次日野市子ども読書活動推進計画の策定について、でございます。

提案理由でございます。日野市の子どもの読書活動を推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、第4次日野市子ども読書活動推進計画を策定するものでございます。

このあとは計画書でご説明をさせていただきます。

まず計画3ページをお開きください。

3、本計画の位置づけでございます。本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第九条に規定された市町村子ども読書活動推進計画として、策定するものでございます。また本計画は「第5次日野市基本構想・基本計画」、「日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「日野市生涯学習推進基本構想・基本計画」、「第3次日野市学校教育基本構想」をはじめとして、「第3次日野市立図書館基本計画」など関連する個別計画とも連携して、子どもの読書活動推進を図るものでございます。

4、計画の期間と対象でございます。本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間です。また、本計画の対象、子どもにつきましては0歳から18歳といたします。

5、計画の策定体制でございます。本計画を策定するためには、第4次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置いたしました。令和元年5月より6回の会議で検討を重ねてまいりました。策定委員は、公募による市民委員を2名、学識経験者を1名のほか、保育園、幼稚園、小学校、中学校そういった現場の方々、及び子どもの読書に関わる行政機関の職員による16名で構成をし、事務局を図書館が務めたものでございます。これらの検討内容をまとめた素案については、令和元年12月10日から令和2年1月10日までパブリックコメントを実施いたしました。3名の方からご意見をいただきましたけれども、施策の根幹部分を変更する必要となるご意見はございませんでした。以上の経緯によ

り本日提出しております最終案をとりまとめたものでございます。

次に、計画の24ページをお開きください。

第3章、基本理念・基本方針でございます。この計画の大事な部分でございます。一つ前の現行計画、第3次子ども読書活動推進計画に引き続きまして、子どもたちが読書を通じて、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けられるように、そして、今回第4次で付け加えたところでございますが、ひとりひとりの多様性を認め合いながら、共に未来を創り出していけるよう、環境の整備に取り組みます。その方向を表すものとして、基本理念を「本のむこうに きっとみつかると それぞれの未来」と定めてものでございます。

そしてその実現のための3つの基本方針を設定いたしました。1. すべての子どもたちが、身近に本と出あえる環境づくり、2. 子どもたちが、自らの読書の楽しさを発信する取り組み、3. 子どもと本をつなぐ活動をする人たちが連携する仕組みの充実、この3つでございます。この基本方針に基づいた取り組みを次ページ、26ページから記載しております。

26ページ、第4章、計画の内容の冒頭をご覧ください。子どもたち自らが、成長や興味に応じて本の楽しさを発見し、読書を通じて学び、考え、生きる力を育むことができるように、この内容のほうを設定しております。それにあたっては、成長段階に合わせた取り組みを行うことが必要であると考えました。そこで、乳幼児期、小中学生、青少年という成長段階に合わせて、子どもたちに直接働きかける読書活動と、その読書活動を推進するための諸条件の整備を行います。

また、子どもの読書活動を支える地域の活動の推進や子どもの読書活動の大切さについて、広く市民の関心と理解を深めるための普及や啓発も行うものとして計画の内容のほう記載させていただいています。この計画の内容は26ページから45ページまで、それぞれ成長段階別等に分けて記載をしているものでございます。

またその後、46ページ、47ページに取り組み項目の一覧を記載しております。

また、こういった内容の取り組みが少し具体的に見ていただけるように、理解を助けるものとして、48ページから62ページにわたりまして、実際に子どもとふれあう現場の読書活動の事例紹介の記載をいたしました。こちらのほうぜひお役立ていただければと思います。

そして63ページでございます。この計画の推進にあたりましては、引き続き図書館が事務局となりまして、年度ごとの進捗状況の管理を行ってまいります。

64ページ以降は資料編ということで、策定委員会の委員名簿ですとか、委員会の開催状況等を付しているものでございます。

簡単ではございますが、計画書の説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

では私のほうから。丁寧な説明ありがとうございました。今の子どもたちの本との関係をどう見ているか、そしてどういう方向にもっていきたいのか、そこをポイントを絞って

ご説明いただけますでしょうか。

[飯倉図書館長]

年代別に子どもたちを見なくてはいけないかと思うのですが、乳幼児につきましては、保護者といえますか、子どもそのものというより子どもを取り巻く環境がやはり必要であると考えておりますので、保護者含め、幼稚園、保育園ですとか、様々なところとにかく本がある、最近はいろいろなものがゲームも含めましてスマートフォンなどもありますけれども、とにかく本というものが世の中にはあるということを知っていただくところから始めたいと思っています。

その後、小学校、中学校が非常に大事なのかなと考えています。小学校につきましては、乳幼児からの続きで読み聞かせなどを経験したお子様は、絵本などを引き続きよく読まれると思っています。ただ、そこから自分の年齢に合わせた読み物ですとかノンフィクションですとか、世界を広げるような読書になかなか進んでいかないというような現状を見ているところです。そういったものにつながるような仕掛けは何かできないかというのを考えています。そこで来年度のことをございますが、図書館では小学生のおはなし会を少し変えていきたいと考えております。

また中学生につきましては、小学生とは、またがらっと変わらして、成長段階としても誰かに与えてもらうという年齢ではございませんので、私ども第3次子ども読書活動推進計画に基づきまして、中学生と作家の交流事業を始めておりますが、こちらの取り組みのように、誰かから教えてもらう、与えてもらうのではなくて、自分たちで楽しさを発見し、同世代の中でその楽しさを共有したり、新しい世界を見つけられるようなそういった取り組み、自ら読書の楽しさを発信する取り組み、これについても引き続き工夫をしながら、より中学生が世界を広げられるような取り組みにしていきたいと思っています。その続きに青少年があると考えています。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。

[高木委員]

今回の計画書、途中でもお話を聞きながら見させてもらって、これまでの経過も課題も踏まえて新しく計画にしていますし、また、48ページからの事例紹介が写真入りで非常に丁寧につくられていて、活動がわかりやすいし、またそのことを踏まえながらどうしていきたいんだというところでよくまとめられていると思います。その上で、今回、成長に見合っているような素材を提供していくということがあるかと思いますが、この内容を広く市民の皆さんに、理解し、わかってもらって図書館なり本と接していくということが大事かと思っています。この計画書についてどう幅広くと言いますか多くの市民の皆さんに、理解したそれに基づいた活動なりのことについて、まさにパパ、ママから始まっていくというか、子どもとは言いながらも親御さんも含めたことも理解を求めていくことが非常に大事かと思っています。その辺の広報と言いますか、市民へのお知らせと言いますか、今回の第4次が故の何かそういったものについて何かお考えがあれば伺いたいと思います。

[飯倉図書館長]

つくった後の広報はなかなか難しいところをございまして、ただ今回、第3次とちよっ

と違うところがありまして、この中の43ページに地域における読書活動の取り組みを記載したところがございます。この2) 地域で活動するボランティア団体との連携という項目があります。第3次ときはまだそういった連携はなくて、少し地域の様子を探りに行こうかなという段階ではあったんですけども、この第3次をつくった5年間の間に地域のボランティア団体の方との懇談会を定期的に始めるということまでつながりを持つことができるようになりました。概ね十幾つ団体があるということで、それぞれがそれぞれ目的を持って、みんなが同じ活動をしているわけではないですけども、いろいろなところで子どもと本をつなぐ活動をされていることがわかりました。こういった方たちが宝物でございますので、こういった方たちの懇談会なども通じながら広く、図書館だけではなく、それから行政だけではなく、地域の方の力を借りて子どもの読書の大切さを伝えていけるのではないかと期待をしているところでございます。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[東委員]

ご説明どうもありがとうございました。私、中学生保護者として作家との交流会、2年拝見させていただいたのですが、中学生が本当に主体的に自ら動いて、自分たちで企画をしている姿を見て、とても感動しました。キラキラ輝いていたし、それが中学生のいわゆるできる子たち、生徒会の子たちでの連合会とかもよく拝見するのですけれども、それとはまた違った子たちが集まって、自分の強みを出している活動を見せていただいたので、本当にこれはありがたい企画だなと思っています。これからもぜひ続けていただきたいなと思っております。

[米田教育長]

ほかにご意見ございますか。

[西田委員]

読書活動事例紹介は今回特に興味をもって読ませていただきました。とても楽しく、ありありと読書活動の姿が浮かんできて、とてもいいなと思いました。これからもこういう形でどんどん紹介していただけたらありがたいと思います。

今、新型コロナウイルスの感染が心配されている時ですので図書館は来館者が少ないかと思うとそうではなくて、たくさんみえているんですね。それもお母さんと子ども、父親、若い人、年配の方たちとか、いろいろな層が図書館に。日野市の図書館が、特に乳幼児期の読書活動に力を入れていることはすばらしいことだと思っています。物心ついた頃から世の中にはこんな楽しいものがあるんだな、キャッキョッ笑いながらお母さんやお父さんと本に親しんでいくという、そんな環境にあるということはとても大事だと思っているんです。それにはお母さんが本を好きでなくてはなりませんね。お母さんが本に興味を持って、好きになって、お母さん同士で本について情報交換すれば、「じゃあ、家でこの本読んでみようかしら」というような形に進んでいくと思います。日野の大きな特色である乳幼児期の子どもの読書活動と同時にお母さんの読書活動が盛んになるように一層力を入れていただきたいなと思っています。

[米田教育長]

ほかに、ご意見いかがですか。

[真野委員]

大変ありがとうございました。しっかり読ませていただいたうえで、この資料の8ページにもありますけれども、小中学生の読書活動ということで、不読率がだんだん学年が上がるにつれて上がっているという実際の数字がありまして、本当にきめ細かく計画をつくってくださっているの、少しでもこれに寄与していければなと思います。一方、先ほども話がありました作家との交流会に参加すると、中学生とか、小学生も参加していましたが、作家の方の話に聴き入る姿、本当にその場を楽しんでいる様子が本当に手に取るように感じまして、ああ、こんなに本が好きな子どもたちがいるんだなというか、ああいう場にいるだけで自分も感化されるなと思いましたけれども、数字だけでは見て取れないという本の大切さと言うか、喜びと言うか、そういったものを掴んでいってくれる子どもたちがまた一人でも二人でも増えていくことを願って、この計画が進んでいくことを期待したいと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第4次日野市子ども読書活動推進計画の策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号・第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第42号 第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定について

[佐藤公民館長]

議案第42号・第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。日野市の公民館活動を推進するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、第2次日野市公民館基本構想・基本計画を策定するものです。

策定の経過について、ご説明いたします。令和2年3月をもって第1次日野市公民館基本構想・基本計画の10年間の計画期間が終了いたします。これを受けて、めまぐるしく変化する社会情勢に対応するこれからの公民館像を市民に示し、学び・学び合う生涯学習、社会教育社会を実現するために令和2年度から5年間の第2次日野市公民館基本構想・基本計画の策定を進めてまいりました。

策定にあたりましては策定委員会を設置いたしまして委員を招集し、日野市の公民館のあり方に関する調査研究及び審議、計画の策定などについて議論をいただきました。委員会の委員は公民館サークルや利用者団体に属する者、社会教育の関係者、学校教育の関係者のほか、市内NPOに属する者、子育て世代の方、学生、公募市民など12名の委員と、

社会教育の専門的な知識を持つ学識経験者として帝京大学教育学部丹間准教授をアドバイザーに置きながら、必要に応じてご助言をいただきながら会議を進めてまいりました。

策定委員会は8回開催をしております。第1回から第5回までは概ね基本構想・基本計画の目的、理念、計画の骨子案について議論を進めました。委員会の中では、市民が暮らしの中で何を感じながら何を学びたいのか、自分をどのように高めたいのか、これからの公民館のあり方などについて意見をいただきました。また、市の計画についての勉強会や公民館事業の現状と課題について職員からプレゼンを行うなど、委員とともに策定を進めてまいりました。また、市民アンケート調査の実施に向けて令和元年10月には市民無作為抽出によるアンケートを実施しております。

第6回からは理念に基づいた基本計画の柱、基本目標の施策について議論いたしまして、今後5年間のロードマップを作成し、全体を素案としてまとめました。パブリックコメントは令和2年1月4日から2月2日までの期間で実施いたしましたが、ご意見は0件となっております。

以上を踏まえまして第8回の最後の策定委員会では、素案を受けての計画冊子の構成についてのご意見やアドバイス、計画冊子の今後5年間に向けての活用等についてご意見をいただきました。

それでは、第2次日野市公民館基本構想・基本計画について、簡単にご説明をさせていただきます。

12ページから15ページ、こちらにつきましては公民館の計画の基本理念について盛り込まれております。基本理念に向けての説明と議論された内容が文章として盛り込まれております。理念は、「市民の暮らしに寄り添いながら市民のつながりの中に“学び”を生み出す」。第1次計画では、「市民による市民のための公民館～地域に生きる市民の底力～」を理念といたしまして、公民館が担うべき社会教育のあり方を示してきたところです。主に箱物を中心に捉えた計画となっております。

これからの公民館は市民の暮らしとどのように関わっていくか、公民館での学びについて委員会で議論し、学びは本来、自己を自由にして解放する、自己と他者とが互いに開かれた中で学び合い、つながりが生まれる。そのつながりの中で、新しいものが生まれる。それを新たな学びと捉えて展開をしていくという理念となっております。

そこで公民館は市民の暮らしの中の課題や地域での課題などを市内の社会的資源とも連携しながら各地域に提供していき、市民が学びにより豊かな暮らしをつくることを応援していきたいと考えております。そしてその実現には、「対話的」「自律的」「体験的」な学びを通して、自らが暮らす社会や地域のことにも思いが向く中で、何か新しく行動してみようと学ぶきっかけ、考えるきっかけを大切にしていきたいと考えております。

16ページから27ページ、こちらにつきましては公民館の事業案内、現状についての文章が盛り込まれております。

そして28ページ、29ページは、アンケート結果について幾つか事例を抽出をいたしまして、掲載しております。

そして、「これからの公民館！」について、ということで30ページから3つの基本目標と今後の施策、5年間のロードマップを盛り込んでおります。計画の全体構成については

以上になります。

このような形で計画の策定を進めてまいりました第2次日野市公民館基本構想・基本計画でございますが、公民館として、しっかり今後の5年間に向けて、この冊子を活用しながら生涯学習、社会教育の推進を図ってまいりたいと思います。説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[高木委員]

これまでいろいろ今回の第2次の計画を聞かせていただく中で、最後、出てきたのがすごくイメージが変わったなということで、正直言って驚いています。すごく飛躍しているなという感じがしますね。

そういう意味で非常に苦勞されて整理してまとめられたと感じますし、また非常にわかりやすいというふう感じていますけれども、これもやはり市民の皆さんに公民館の事業について伝えて、またこれからの関わり方についても再認識してもらうべく広報と言いますか、やはりどう理解を広げていくかというのは非常に大きいところかなと思うわけなのですが、そしてこの冊子も添付して見てもらえればすごく役に立つと思います。その辺の具体的な広報のアプローチのし方と言いますか、市民の皆さんへの訴えと言いますか伝え方について、現時点でいいですけれども第2次として何か考えていることがあればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[佐藤公民館長]

今回の計画につきましては、恐らく素案からデザインを入れたことですのでごく斬新的な計画の冊子がつくれたと思っております。やはり市の計画の固定的な概念を超えて市民に馴染みのあるインパクトのある計画づくりというのを目指しておりましたので、最終的にはいい形で冊子ができたかなと思っております。

この冊子につきましては、今後5年間、この冊子をもって公民館から外に発信するそういう事業を組み立てていきます。それが講座という形になるのか、それとも地域に出て、この冊子をもって公民館をアピールするきっかけをつくるとか、そこで市民とつながりながら新たな学びを公民館職員が見つけていく、そういう意味では市民に見てもらいたい、手に取ってもらいたいという思いの中でつくっておりますので、しっかりこの計画の活用に向けては特に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[西田委員]

感想です。館長さんが、手に取ってみたくなるような冊子を作りたいと一番初めにおっしゃったことが強く印象に残っているのですが、まさに思わず手に取って開いてみたくなるような、そんな冊子ができたと思っております。

イラストあり写真あり、また色もカラフルであり、具体的な表もあり、非常に読みやすい構成になっていて、硬さを感じないで思わず引き込まれて読んでいくというか、そういう冊子にでき上がっていると思います。「うわあすばらしいな」という、そんな感想を持ちました。この冊子を持って外に出て発信していくとおっしゃったので、ぜひこれを活用し

て公民館活動を広げていっていただきたいと思います。

さっと見たところですけども、1年間に何かしら公民館で学んだことがありますかというQ5のところでは、「まったくなかった」という人が25%いるんですね。これが多い数なのか少ない数なのかよくわかりませんが、年齢的にもいろいろあるんでしょうけれども、Q5-3のところでは、学びで豊かな人生になったと答えていらっしゃる方がこんなに多いのですから、ぜひ年齢を限ることなく、この写真にあるようにいろいろな年齢の人たちが公民館を活用して、お互いの学びを深め、人間関係を深め、広げていってほしいと思います。大変ご苦労していろいろなことを考えながらつくってこられたと思います。すばらしい第二次公民館基本構想・基本計画に基づいて、さらに公民館活動を広げてほしいと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見いかがでしょうか。

[真野委員]

私も拝見しまして、すごい斬新ないいものができたなと感じております。公民館というものをより身近に感じてもらえるようにという工夫が随所にあるのかなと思うのですが、例えば18ページから紹介されています冒頭には、外国人のための日本語教室とか、今、世の中でもいろいろなニーズがあるんですけども、なかなかこういうところまでたどり着かない、そんな人に向けても、「あっ、こういうこともやっているんだ」ということをわかりやすく写真も添えながら紹介いただいているので、ぜひこれが多くの人の目に触れるようなそういう仕掛け、今ネット社会でもありますので、冊子の活用ももちろんですが、そういうこともいろいろ考えていただければなと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見いかがでしょうか。

[東委員]

少し質問も混じりますが、こちらの第2次の基本構想・基本計画、これは計画とアピール紙と別だったような気がしたのですけれども、それを一緒にされたのでしょうか。それと、見るからにカラー刷りでページ数もすごく多いので、すごい大作だなと思っております。これはどのぐらい部数つくって市民にアピールしていくのか、わかったら教えてください。

[佐藤公民館長]

最初のご質問ですけども、あくまでも策定委員会で策定いたしました素案に基づいてこちらのほうは計画として完成をしております。ですので、いろいろ公民館の情報とかコラムが入ったり、目につきやすい、手に取りやすいようなものを盛り込みながらデザイン性をもったものにつくっておりますが、これはあくまでも計画でありまして、これをもって当然、啓発も含めて外に出ていきたいと思っています。

冊子につきましては1,000部ということで今年度予算をいただいております。5年間、この1,000部をしっかりと生かしていきながら活用してまいりたいと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号・令和2年度(2020年度)の主要な取り組みの策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第43号 令和2年度(2020年度)の主要な取り組みの策定について

[村田庶務課長]

議案書の15ページをご覧ください。

議案第43号・令和2年度(2020年度)の主要な取り組みの策定について、ご説明いたします。

提案理由でございます。令和2年度(2020年度)の主要な取り組みを策定するものです。

一枚おめくりください。

はじめに、学校教育部門になります。議案にお示しした資料では上段部分に第3次学校教育基本構想、未来に向けた学びと育ちの基本構想の理念とビジョンを掲げております。下段は、それを踏まえて令和2年度に重点的に取り組む施策、事業として未来に向けた学びと育ちの基本構想の実現～軽井沢風越学園と共に進める新しい学校の創造～など、10項目の施策事業を記載しております。

学校教育部門については以上でございます。

[関生涯学習課長]

それでは生涯学習部門の主要な取り組みについて、ご説明をいたします。

次のページ、裏面をご覧ください。

日野市教育委員会生涯学習部門の主要な取り組みでございます。平成26年度に策定いたしました日野市生涯学習推進基本構想・基本計画に沿った形で分類をいたしております。

この計画の中で視点を3つ、「学ぶ」、「つながる」、「行動する」に分けておりますので、その分類により取り組みを記載したものでございます。それぞれ生涯学習課、中央公民館、図書館、郷土資料館の事業を、また、生涯学習部門の合同事業を「共通」とし、項目ごとに記載しております。星印につきましては重点取組となっております。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[高木委員]

学校教育部門でも第3次学校教育基本構想を今年度策定し、具体的な事業について進め

ているわけですが、一方では来年から小学校では学習指導要領が新しくなる、また中学校でもその翌年ということで、急に学校教育現場での新しい課題もいろいろ入ってきて、非常に対応が正直言って私は結構難しい部分があるのかなとも思います。今回も施策の中では学校における働き方改革ということで、改革推進プランに基づいて時間をいろいろ確保していくんだということも謳われているわけですが、その辺を含めてどう両立していくのか、バランスをとっていくのかというのは非常に大きな問題だとも考えています。

そういう意味で、やはり新しい課題にはきちんと前向かなければいけないでしょうし、また一方では何か整理をしないと現実問題は難しいのかなという思いがありますので、非常に意欲的なこういう主要な取組事業だというふうには考えていますので、ただ一方では現場の先生方の立場にたったときにどうなるかという視点にも常に気を付けながら、見ながら、しながら対応していく必要があるなということも感じます。

財政的にも非常に厳しいという中で、どうその辺を効率的にやっていくのかということも日野市ということを考えてみると、なかなか辛い場面もあるのかなとも思いますけれど、みんな何か知恵を絞りながら何とか進めていきたいと考えていますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

[米田教育長]

私から。学校教育部門、生涯学習部門、令和2年度の取り組みが揃いました。そこにSDGsがきちんとベースとしてとといいますか、もう一つはゴールとしてということでございます。子どもも大人も自分の本物の学びというのが一番大事なかなと思うんですね。自分の中での必然性の中で本物の問いが生まれて、そして人ともにみんなで力を合わせていく、それが最後にはSDGsにつながるのかなと思います。未来に向けた学びと育ちの基本構想では「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」と定めています。これは大人であっても子どもであってもだと思えます。いずれにしても、すべての命が命のよろこびを創造できる、そういう世の中、未来を創っていくということだと思えますので、教育委員会一丸となって地域ともにこのことに取り組んでいきたいと思えます。

[米田教育長]

ほかによろしいですか。

[西田委員]

感想です。生涯学習部の視点2「つながる」のところですか。郷土資料館の七生丘陵の調査「歩こう調べよう ふるさと七生」の利活用ということで、実際に七生丘陵の調査を行ったり、歩いたりしましたね。私もそこに全部はできなかつたけれども、できるところは参加させていただいて、自分が長く日野に住んでおりながら知らないことってたくさんあることに気付きました。こんなに日野というのは深くてすばらしい所なんだ。すごい宝物をいっぱい持っているすばらしい日野だということもわかりました。さらにそういう機会があれば参加したいし、市民の方たちにもそれを広げていきたい。もちろん子どもたちにもです。よく「ふるさとを愛する子ども」と言いますが、具体的にそういう体験をしないと、本当に日野って好きだな、すばらしいところだなということがなかなかわかりませんので、体験を通して理解していくという機会をたくさん作っていただきたいと期待しています。できる限り自分も参加していきたいと思っています。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。令和2年度（2020年度）の主要な取り組みの策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第43号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

ここで議事の都合上、休憩をとります。16時5分から再開します。

休憩 16時01分

開始 16時05分

[米田教育長]

再開します。ここで、協議事項第3号を先に行いたいと思いますが、異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

[米田教育長]

異議なしとのことですので、協議事項第3号を先に行います。

協議事項第3号・日野市発達・教育支援センター（エール）の組織体制について、事務局より説明をお願いします。

○協議事項第3号 日野市発達・教育支援センター（エール）の組織体制について

[高原教育支援課長]

53ページをお開き願います。

協議事項第3号・日野市発達・教育支援センター（エール）の組織体制について、ご協議願います。

一枚おめくりいただいて54ページをお開きください。

教育委員会から市長に対する提案の通知でございます。日野市発達・教育支援センターは、開設から5年間、福祉分野の発達支援課と教育分野の教育支援課が、一体となって業務を行ってまいりましたが、教育相談、心理相談等の相談業務について、児童・生徒に対するアプローチがそれぞれの課に分かれてしまうなど課題も見えてまいりました。

このため、2課を統合して発達・教育支援課を設置し、子どもたちへの切れ目のない支援を充実するとともに、管理業務の効率化を図るものでございます。詳細は次ページ以降でご説明させていただきます。

55ページをお開きください。

1、組織改正の内容でございます。

令和2年度より、福祉分野の発達支援課と教育分野の教育支援課を統合し発達・教育支援課といたします。発達・教育支援課の業務は、市長部局（健康福祉部）で持つ権限と教育

委員会（教育部）で持つ権限の両方を合わせ持つ組織となるため、組織上、健康福祉部と教育部両方に位置付けします。発達・教育支援課長、発達・教育支援系の職員は市長部局及び教育委員会の業務を兼務することになります。

2、発達・教育支援課の所掌事務でございます。左側に発達・教育支援係、右側に通園係と記載されております。福祉分野に位置付けている発達・教育支援課は発達・教育支援係と通園係の2系の体制となっており、教育部門に位置付けている発達・教育支援課は発達・教育支援係の1係制となっております。所掌事務の内容は記載のとおりでございます。

3、組織改正の理由・効果でございます。1つ目として、福祉と教育の更なる一体化でございます。教育相談、心理相談等の相談業務について、児童・生徒に対するアプローチはそれぞれの課に分かれてしまうという課題を受けて、令和2年度から1課体制になることにより職員の意識の変革が期待でき、子どもにとって更なる支援につながると考えてございます。2つ目として、業務の効率化及び人員の削減でございます。1課体制に伴う業務の効率化や人員の削減が図られると考えてございます。3つ目として、直接、課の統合とはかかわりは薄いですが、学校課指導担当業務と教育支援課業務の整理をしたいと考えてございます。

4、規則改正について、でございます。はじめに日野市組織規則でございます。

発達支援課を発達・教育支援課に、発達支援係を発達・教育支援係に改正する予定でございます。

次ページをお開きいただき、日野市教育委員会事務局処務規則でございます。

教育支援課を発達・教育支援課に、特別支援教育・教育相談係を発達・教育支援係に改正する予定でございます。

併せて、従前、教育支援課で実施していた特別支援学級用教科用図書採択の業務を学校課の指導主事が中心に行ったほうが望ましいとの結論から、処務規則第5条①現行の特別支援学級用教科用図書及び教材に関することを所掌事務から削除してございます。

説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[東 委員]

私から二点質問させてください。まず一点目です。発達・教育支援課、発達・教育支援系の職員は市長部局と教育委員会の業務を兼務すること、お伺いしました。具体的には、どのような身分、発令が出されるのでしょうか。これが一点目です。

二点目、続けて質問させてください。組織が一つになることで、先ほどお話の中にも課題という言葉が出てきました。課題として捉えていたことがスムーズに取り組めるようになるようなことを具体的に教えていただけますでしょうか。二点目です。

[高原教育支援課長]

まず一点目の発達・教育支援係の身分、発令の関係でございます。発達・教育支援課の発達・教育支援係の職員は市長部局と教育委員会の身分を両方持つことになります。そのため市長からも辞令をいただき、教育委員会からも辞令をいただき、業務によって市長からもしくは教育委員会から決済等を経て業務を進めていくということになっております。

それから二点目の1つの課になることによって具体的にどうスムーズにいくのかという部分でございます。現在、発達支援課に臨床心理士の先生がいまして心理相談をやってございます。教育支援課には教育の免許を持っている先生がいて就学相談というものをやっています。こちらを1つの課になることによって、今、臨床心理士の先生、心理相談をやっている先生が福祉の視点を持って就学相談等実施していただくことにより、よりトータルな視点から支援が図られる、つながっていくというふうに考えております。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[真野委員]

この組織体制については、ここにも書かれていますが職員の意識の変革、今まで2つの課だったところのある意味では壁を打ち破るところでの職員の意識の変革というところに大きなテーマがあるかと思っておりますので、ぜひ推進をお願いしたいと思っております。しかしながら形と意識という部分はなかなか伴わない場合もありますので、こういう形にしたから大丈夫ということでもないかなと思っておりますので、ぜひこの辺、意識の変革を進めていただければなと思っております。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。なければ、協議事項第3号を終了いたします。

では、事務局より説明されたように、この組織の改正について、進めていってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

[米田教育長]

では、議案書54ページにあるように、教育委員会から市長への提案を行いたいと思っております。

議案第44号・日野市学校事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、議案第45号・日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第46号・日野市立図書館処務規則の一部を改正する規則の制定について、を一括議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

- 議案第44号 日野市学校事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 議案第45号 日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第46号 日野市立図書館処務規則の一部を改正する規則の制定について

[村田庶務課長]

議案書の17ページをご覧ください。

議案第44号・日野市学校事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、一括議題とする3議案とも同様の趣旨となります。

地方公務員法及び地方自治法の改正により新たに一般職の非常勤職員として会計年度任

用職員が制度化されました。これを受けて、これまで任用していた臨時職員、嘱託員は令和2年度から会計年度任用職員として任用することになるため、関連の規則、規程の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。19ページをご覧ください。

下線部分が改正箇所になります。「臨時職員の雇用に関する事」を「地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員の雇用の具申に関する事」に改めるものでございます。

地方公務員法で規定している職員が会計年度任用職員のことになります。また、校長が会計年度任用職員の雇用に関して直接的な事務を取り扱うことがないことから、「雇用に関する事」を、「雇用の具申に関する事」に改めております。

18ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第44号につきましては以上でございます。

続きまして議案書21ページをご覧ください。

議案第45号・日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

議案第44号と同様の理由で当該規則の一部を改正するものです。

主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。23ページをご覧ください。

下線部分が改正箇所になります。第1条のうち「臨時職員」について、会計年度任用職員を示す「法第22条の2第1項に掲げる職員」に改めるものでございます。

22ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第45号につきましては以上でございます。

続きまして、議案書25ページをご覧ください。

議案第46号・日野市立図書館処務規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

議案第44号と同様の理由で当該規則の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。27ページをご覧ください。

下線部分が改正箇所になります。第3条の(4)「臨時職員や嘱託職員等の雇用に関する事」を、会計年度任用職員を示す「地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員に関する事」に改めるものです。

26ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第44号、第45号、第46号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

1件ずつお諮りします。日野市学校事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日野市立図書館処務規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号・日野市立中学校部活動指導員設置要綱等を廃止する要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第47号 日野市立中学校部活動指導員設置要綱等を廃止する要綱の制定について

[村田庶務課長]

議案書の29ページをご覧ください。

議案第47号・日野市立中学校部活動指導員設置要綱等を廃止する要綱の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用していた臨時職員、嘱託員は、令和2年度から会計年度任用職員として任用することになります。また、会計年度任用職員の給与や勤務時間、休日、休暇などに関しては、市の条例規則において規定されることになります。このため嘱託員等の任用に係る個別の要綱については廃止をするものでございます。

30ページから31ページをご覧ください。

対象の要綱につきましては、第1条から第12条までに記載した要綱となります。

29ページに戻りまして、これらの改定につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

それでは、議案書30ページの中で各種要綱が書かれていて、今、説明者の説明によって、これは新しい地方公務員法の制度によって改正されると。現在のこの各要綱の中で、それぞれの職務について謳われていると思いますけれど、そのものについてはどのような

今後の規定になるのでしょうか。

[村田庶務課長]

日野市全体としまして、基本的には個別の要綱としては定めないということになるのですが、例えばその職にあたっての例えば任用の基準、こんな資格が必要だとか、そういったことにつきましては要綱でなくて要領のようなもので規定したり、採用にあたってのそういった条件として設定したりということで対応するようになっていることになっております。

[米田教育長]

個別のものは個別の要領を新たに定めるということですね。

[村田庶務課長]

そのとおりでございます。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立中学校部活動指導員設置要綱等を廃止する要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号・日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第48号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

[村田庶務課長]

議案書の33ページをご覧ください。

議案第48号・日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございます。経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して支給する要保護及び準要保護児童生徒援助費の充実を図るため、要綱の一部を改正するものです。

主な改正点につきまして新旧対照表でご説明申し上げます。35ページをご覧ください。

各学年の児童生徒に支給する学用品費と通学用品費及び小学校6年生の児童に支給する卒業アルバム代について、国の補助単価の引き上げに合わせ支給額を引き上げるものでございます。

このページは小学校になります。下線部分が改正箇所となります。各学年の学用品費「1,520円」を「11,630円」に、通学用品費「2,250円」を「2,270円」に改正するものでございます。また、小学校6年生の卒業アルバム代「10,890円以

内」を「11,000円以内」に改正するものでございます。

次ページをご覧ください。中学校になります。各学年の学用品費「22,510円」を「22,730円」に、通学用品費「2,250円」を「2,270円」に改正するものでございます。

34ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[高木委員]

今回のこの児童生徒援助費の充実を図るためとありますけれど、その中に国の補助単価が引き上げられたので変えたということで、要は引き上げ幅の根拠というのは、あくまでも国の基準が変わったから変わったという理解でいいですか。

[村田庶務課長]

今回の改正につきましては文部科学省の補助の基準単価が上がったということに合わせての改正です。前回の教育委員会でお諮りさせていただいたものは生活保護基準に合わせての改正ということで、今回は2回続けての改正をご審議いただいておりますが、それぞれお支払いをする時期の関係がありまして、前回のものについては前倒し支給ということでちょっと早めの改正をさせていただき、今回につきましては来年度の4月からということになりますので、それに合わせて改正をさせていただくということで、二段階で対応させていただいたものでございます。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号・日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第49号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[加藤学校課長]

恐れ入ります、37ページをご覧くださいと思います。

議案第49号・日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定につ

いて、ご説明を申し上げます。

はじめに、提案理由でございます。主任栄養教諭及び主幹教諭（栄養）の職の設置に伴い、規則の一部を改正するものでございます。

39ページをご覧いただきたいと思っております。

はじめに本改正の概要についてご説明させていただきます。本改正は、県費負担教職員である栄養教諭、いわゆる都の栄養教諭の上位職である主任栄養教諭、主幹教諭の設置について東京都教育委員会の規則改正が行われましたので、これに合わせて行うものでございます。

改正の趣旨といたしましては、学校教育において児童生徒の栄養指導及び管理を司る栄養教諭が果たす役割は大きくなってきております。そこで栄養教諭の上位職、主任栄養教諭及び主幹教諭を設置し、人材育成の強化及び食育推進体制の更なる充実を図るとともに、栄養教諭の職の魅力を高め、より一層の人材活用を推進していくものでございます。

それでは新旧対照表でご説明をさせていただきます。第7条の2でございます。第7項に、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる、という規定を第7条の2第7項に規定いたします。

次に、第7条の4第3項でございます。学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる、という旨規定するものでございます。

38ページになります。一番下、付則でございます。

この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号・平山小学校学校運営協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第50号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について

[加藤学校課長]

議案書の41ページをご覧いただきたいと思います。

議案第50号・平山小学校学校運営協議会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

はじめに提案理由でございます。令和2年3月31日をもって平山小学校学校運営協議会委員の任期が満了となるため、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員の任命をするものでございます。

恐れ入ります、42ページをお開きください。

こちら今回任命させていただきます15名の委員の名簿でございます。名簿の左から氏名、住所、また備考欄には、規則第8条で規定する保護者、地域住民など選出区分が記載されております。一番右側には今回の任命により何期目の任命になるかを記載しております。括弧書きにつきましては、委員に任命されなかった期間がある委員の通算で何期目になるかを記載したものでございます。

最後に一番下でございます。任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。平山小学校学校運営協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号・日野市立学校学校医等の委嘱者の変更について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第51号 日野市立学校学校医等の委嘱者の変更について

[加藤学校課長]

45ページをお開きください。

議案第51号・日野市立学校学校医等の委嘱者の変更について、ご説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございます。令和2・3年度に委嘱する日野市立学校の学校医等について、令和2年2月18日付で変更届が提出されたため、委嘱者を変更するものでございます。

次のページをお開きください。

令和2・3年度の学校医等の委嘱につきましては、令和2年2月10日の第11回の教

育委員会定例会でお諮りし議決をいただいたところでございますが、その後、令和2年2月18日付で日野市学校薬剤師会より変更届が提出されたため、委嘱者の変更をお願いするものでございます。上段が変更後、下段が変更前の委嘱者の学校名、科別、氏名、住所となります。

その下、任期でございます。令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校学校医等の委嘱者の変更について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号・日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第52号 日野市立教育センター所長の任命について

[菅野教育センター事務長]

47ページ、議案第52号・日野市立教育センター所長の任命について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますように、令和2年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了するため、新たに任命するものでございます。

次ページをお開きください。

所長の氏名につきましては記載のとおりです。現在の所長を引き続き任命するものでございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命について、を原案のとおり決すること

に異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第52号は原案のとおり可決されました。

協議事項第4号・日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

○協議事項第4号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[加藤学校課長]

59ページをご覧いただきたいと思います。

協議事項第4号・日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、ご協議いただく理由でございます。規則改正については、本来、教育委員会でご審議をいただき議決をお願いしているものでございますが、今回の規則改正につきましては、関係する法律は既に公布をされておりますが、規則の中で引用している東京都の条例がこれから3月の下旬に向けて議決される予定となっております。その後、公布となります。この東京都の条例の議決及び公布の時期が不確定のため、あらかじめ本規則改正についてご協議をいただきたいと考えております。

次に本規則改正の概要について説明させていただきます。本規則改正は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正されたことに伴い、これに基づき規則改正をするものでございます。

今回の法律改正の趣旨といたしましては、教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには学校における働き方改革が急務とし、公立学校の教師については時間外勤務命令は超勤4項目に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務であることにはかわりなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進めるうえで必要不可欠としております。

このような状況を踏まえまして、給特法の改正により法律の第7条に、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針、こちらが法的根拠のあるものとし定められたものでございます。この指針を参考に各教育委員会で規則を定めるところとなります。

それでは62ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第25条でございます。新たに追加するものでございます。第1項は都の条例である学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条の2に基づき、時間から所定の勤務時間を除いた時間について、これが基準内となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行う旨規定するものでございます。この引用しております条例第4条の2が今回、3月

下旬の東京都の条例改正で追加される予定のものでございます。

給特法第7条に規定する指針に基づいて教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることを定めている条例となります。

また基準内の範囲といたしましては、一月については45時間、一年については360時間内とすることと規定しております。

次に63ページでございます。

第2項でございます。こちらは、前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合には、一月については100時間、一年については720時間、また連続する六月の平均が80時間、または一年のうち、45時間を超える月数が六月、この範囲内とする旨、規定したものでございます。

また第3項として、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については教育委員会が別に定める旨、規定しております。

61ページでございます。

付則でございます。この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

最後に、今回の改正は教師の長時間勤務の実態を解消するため、労基法に準じた方針の下、教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図る措置を講じていく方針を示すための規則改正でございます。この方針を定めることについて、ご協議をいただきたいと考えております。説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[高木委員]

現在、先生方の働き方については、日野市立小中学校における働き方改革推進プランが実施中かと思うんですけども、その内容と今回の改正する規則との相違について、説明をお願いします。

[加藤学校課長]

平成31年3月に策定された日野市立小中学校における働き方改革推進プランがございます。このプランの中では、当面の目標として、週当たりの教員の在校時間60時間を超える教員数をゼロとしており、中長期目標として、1か月の超過勤務が45時間以内、1年の超過勤務が360時間以内としております。

以上のように、目標の相違はございませんが、規則で位置づけられることにより、適切かつ速やかにプランの推進を図ってまいりたいと考えております。

[米田教育長]

ほかに質問はありますか。なければご意見を伺います。

[高木委員]

議案としては大変重要な案件だと思っています。ただ、東京都の条例がこれから交付されるということですので、東京都の動向を見ながら、準備を進めていただきたいと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。では、この協議に関しましては、東京都の状況を見ながら、遅滞なく準備を進めるということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

[米田教育長]

以上をもって、協議事項第4号を終了いたします。

教育部長。

[山下教育部長]

先ほど、協議いただきました、協議事項第3号について、市長部局に提案を行っております。提案に関する回答につきましては、後程、本定例会でご報告させていただきたいと思っております。

[米田教育長]

ただいまの事務局の発言を踏まえ、ここで議事の都合上、休憩をとりたいと思いますが、異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、ここで議事の都合上、休憩をとります。17時00分から再開します。

休憩 16時49分

開始 17時00分

[米田教育長]

再開します。ここで、事務局より発言が求められておりますので、許可いたします。

[山下教育部長]

協議事項第3号につきまして、先ほどの提案を踏まえました市長から回答につきまして、お手元に配布させていただきました。

回答の趣旨ですが、日野市発達・教育支援センター（エール）の組織体制について、提案のとおり組織改正を進めてまいりますという趣旨でございます。ご報告は以上でございます。

[米田教育長]

市長の回答を踏まえ、議案4件を追加議案として、提出したいと思いますが、異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。それでは、追加議案の審議をいたします。

なお、議案第58号、議案第59号は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第58号、議案第59号は一括議題といたします。

議案第57号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第57号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

[村田庶務課長]

追加の議案書1ページをご覧ください。

議案第57号・日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございます。発達・教育支援課の設置に伴い、規則の一部を改正するものです。改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。3ページをご覧ください。下線部分が改正箇所になります。

第2条のうち「教育支援課 特別支援教育・教育相談係」を「発達・教育支援課 発達・教育支援係」に改め、第5条のうち課及び係の名称を同様に改めます。また、事務分掌につきましては、旧では記載のとおり(1)から(6)までございます。このうち「(4)特別支援学級用教科用図書及び教材に関する事」については、学校課・指導係の事務分掌「教科用図書の採択及び取り扱いに関する事」に統合するため削除し、それ以降の番号を整理して、新では(1)から(5)までの事務分掌とするものでございます。

2ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、議案第59号・日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について、を一括議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第58号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定につ

いて

○議案第59号 日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について

[村田庶務課長]

議案書の5ページをご覧ください。

議案第58号・日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

発達・教育支援課の設置に伴い、規則の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。7ページをご覧ください。下線部分が改正箇所になります。第14条に記載されている2箇所の「教育支援課長」をそれぞれ「発達・教育支援課長」に改めるものでございます。

6ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第58号については、以上でございます。

続きまして、議案書9ページをご覧ください。

○議案第59号・日野市教育委員会 所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

発達・教育支援課の設置に伴い、規則の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。11ページをご覧ください。下線部分が改正箇所になります。別表(第2条関係)のうち 所属欄の教育支援課、および、種別欄の教育支援課をそれぞれ「発達・教育支援課」に改めるものでございます。

10ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第58号、59号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

1件ずつお諮りします。日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会所管職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第60号 日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について

[村田庶務課長]

議案書13ページをご覧ください。

議案第60号・日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

提案理由でございます。発達・教育支援課の設置に伴い、新たに公印を新調いたしますので、規則の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。15ページをご覧ください。下線部分が改正箇所になります。左側・新の番号4になりますが、公印の名称「発達・教育支援課日野市教育委員会教育長専用印」を新調いたします。管理責任者は発達・教育支援課長、用途は特別支援学級における各種通知書、個数は1個でございます。

また、その3つ下、番号7になりますが、公印の名称「日野市教育委員会割印」でございます。先ほどご説明した教育長専用印の新調にあわせて、個数を1個追加し2個にするものでございます。

また、管理責任者につきましては、庶務課長を主管課長に改め、庶務課長と発達・教育支援課長が管理するものでございます。

この他、番号4を追加したことに伴う番号と文言の整理をしております。

14ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問・ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会公印規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしとのことですので、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号および議案第54号の審議に入りますが、本件につきましては、

公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても 差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、令和元年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職について」

「教職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

[米田教育長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて令和元年度第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 17時14分